

(平成23年11月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月
② 昭和43年8月
③ 昭和46年2月から同年4月まで
④ 昭和49年7月から同年9月まで

申立期間①、②及び③当時は、自分の住んでいた地区では、自治会の組長が各世帯を回って国民年金保険料を集金しており、自分は、父親に自分の国民年金保険料を預けておき、集金に来た際に支払ってもらっていた。

また、申立期間④当時は、自分で国民年金保険料を定期的に納付しており、3か月だけ未納とされていることは納得できない。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④については、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人は昭和44年3月頃、国民年金加入手続を行ったことが推認でき、A町（現在は、B市）の被保険者名簿（紙台帳）及び特殊台帳（マイクロフィルム）により、同年2月1日に遡って被保険者資格を取得したことが確認できるところ、申立人の同日以降の国民年金被保険者期間については、経済的な事情などにより納付が困難な場合は、保険料免除制度を活用して、自身の年金権確保に努めてきた状況がうかがえることから、現年度納付による納付済期間に挟まれた3か月と短期である申立期間④の国民年金保険料を、申立人が未納のまま放置しておいたとは考え難い。

2 一方、申立期間①、②及び③については、上記のとおり、申立人は、昭

和 44 年 3 月頃の加入時点においては、同年 2 月 1 日までしか遡って被保険者資格を取得しておらず、オンライン記録によると、当該期間については、平成 9 年 10 月 30 日に追加された被保険者期間であることが確認できることから、この追加時点において、当該期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人に対して別の国民年金手帳番号が払い出された事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の当該期間の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に他界していることから、加入手続及び保険料納付状況が不明である上、当該期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から56年6月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から56年6月まで

A市B支所で国民年金の任意加入手続を行ったとき、付加年金の説明を受け、加入を勧められたので、付加年金にも加入した。

年金手帳には「附加」の押印があるのに、納付記録では、定額保険料だけが納付済みで、付加保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿（紙台帳）によると、付加年金の資格取得欄に年月日の記載は無い上、納付記録欄では、申立期間は、定額保険料のみが納付されたことを示す「定」が押印されており、申立人が当該期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる状況は確認できない。

また、特殊台帳（マイクロフィルム）においても、申立期間は、定額保険料のみの納付記録であり、当該期間に付加保険料が納付されたことをうかがわせる状況は確認できない。

さらに、上記被保険者名簿及び特殊台帳によると、申立人は、昭和56年6月22日に被保険者資格の喪失申出を行い、同年6月の国民年金保険料が還付されているところ、当該還付金額は、定額保険料のみの金額であることが確認できる。

一方、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録を見ると、被保険者となった日欄に、「昭和52年11月1日 任」と記載され、同欄に、「附加」の押印が確認できることから、申立人は、52年11月1日付けで国民年金に任意加入し、同時に付加年金にも加入したと認識していたものと考えられる。

しかしながら、経緯は不明であるが、上述の被保険者名簿に付加加入年月日が記載されていないことから、申立人の申立期間については、申立人の意

に反し、付加保険料を含まない定額保険料の納付書が発行されたと考えられ、たとえ、行政側の過誤により、申立人の付加保険料の納付機会が奪われたという事情があったとしても、被保険者名簿及び特殊台帳の納付記録からは、申立人が申立期間について付加保険料を納付していたものとは認められない。

このほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 843

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月及び同年5月の国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月及び同年5月

私の年金手帳には国民年金の加入記録があるのに、年金事務所の記録では確認できないとの回答をもらった。

加入手続は父親が行い、付加保険料を含めた国民年金保険料を自分で納付したので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、付加保険料を含めた保険料を自分で納付したとしているが、納付金額、納付方法等についての記憶が曖昧である。

また、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録には、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付した形跡は無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。